

別紙

諮問第1158号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った、平成28年〇月〇日付けで東京都教育庁人事部宛てに匿名で通報した「都立〇〇高校教諭〇〇の不適格性についての進言」がどのように扱われたかが分かる文書の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が平成30年4月11日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求は、特定の教諭に係る都民等から寄せられた意見、要望等に関する情報の開示を求めたものであり、当該情報は条例7条2号に該当する。なお、「東京都情報公開条例の施行について（通達）」により、公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報などは、同号ただし書ハ「職務の遂行に係る情報」には当たらないとされている。

以上のことから、本件開示請求に係る文書が存在するか否かを答えるだけで、条例7条2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、条例10条及び11条2項に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示しない旨決定したものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成30年5月17日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年4月23日に実施機関から理由説明書を收受し、同年10月22日

(第 211 回第一部会) に審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、本件開示請求に対する文書の存否応答拒否の妥当性について、以下のように判断する。

審査会が本件開示請求の内容を見分したところ、前段には、「平成28年〇月〇日付東京都教育庁人事部宛てに匿名で『〇〇 〇〇都立〇〇高校教諭の不適格性についての進言』を公益通報しました。」として、特定の学校における特定の教職員の氏名及び匿名で教育庁人事部宛てに通報したとされる日付が記載され、後段には、「それがどう扱われ、該当校長からの報告書等がどんな物で、教育委員会がどう処理したのか、それらの分かる記録や文書」と記載されていることが確認された。

これらの内容を踏まえると、本件開示請求は、特定の学校における特定の教職員を名指しし、当該教職員に係る都民等から寄せられた苦情又は要望等について教育庁人事部が収受した文書等を請求するものであり、その存否を答えることにより、当該教職員に対する苦情又は要望があったか否かという事実（以下「本件存否情報」という。）が明らかになるものであると認められる。

そこで、本件存否情報が条例7条2号に規定する非開示情報に該当するか否かについて検討すると、本件開示請求は、特定の教職員を名指しし、当該教職員に係る都民等から寄せられた苦情又は要望等について教育庁人事部が収受した文書等を請求するものであることから、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、同号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。実施機関の説明によれば、通常、教職員の氏名を明らかにした上で当該教職員に対する苦情又は要望等の情報を実施機関が公表することはないとのことであるから、本件存否情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当しない。また、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

以上のことから、本件存否情報は、条例7条2号に該当し、本件開示請求に対し、文

書の存否を答えるだけで、条例7条2号に規定する非開示情報を開示することとなると認められるので、条例10条に基づき開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑